

大塔村水道水源保護審議会 会議録

会 議 名 大塔村水道水源保護審議会
日 時 平成19年5月25日（金）午後7時15分～午後8時
開 催 場 所 大塔行政局4階協議会室
出席者氏名 大塔村水道水源保護審議会委員（順不同）
陸平委員、稲垣委員、畠中委員、城委員、
木村委員、山根委員、玉井委員
事務局（田辺市）
大塔行政局 佐田局長、住民生活課 梅本課長、那須主査
環境部環境課 宮脇課長、中村係長、山田主査

内 容

議事① 会長及び副会長の互選について

会長 玉井委員、副会長 畠中委員が就任。

議事② その他

・ 城委員

「市町村合併後、大塔村水道水源保護条例では整合性がとれないのではないか」

宮脇課長

「市町村合併時の暫定施行という措置による。現行の暫定条例の内容では無理のある部分もあるが、現在、他市町で裁判も継続中であり。その結果等をみている」

・ 山田主査から水道水源保護条例に関する現状報告

[要旨]

大塔村水道水源保護条例については、平成17年5月1日以降、暫定施行されており、合併前の大塔村の地域に限って有効となっている。

水道水源保護条例については、類似した条例を施行する市町村が全国にあり、そのうち2市町において行った処分の違法性について、事業者が行政裁判を起し、現在も係争中である。

この裁判を通じて、最高裁判所から行政の配慮義務が果たされず事業者の地位を不当に侵害したため違法であるとの指摘を受けていたり、水源保護地域指定や規制対象事業場の認定に科学的な根拠を構築し難い等の議論が全国的にも持ち上がって

いる。

現在暫定施行中の大塔村水道水源保護条例についても、田辺市としては裁判によって指摘された点と同様の問題点等を有すると考えながら、現在も係争中であることから今後新たな司法の判断が示される可能性があるという現状を鑑み、当面の間暫定施行を継続したいと考えている。

- ・ 宮脇課長から補足

「暫定施行を廃止する場合、何らかの代替措置をとるつもりでいる。その方法が新しい条例を策定することとなるのか、また他の市条例等の中でカバーするのは、現在研究をしているところである。」

- ・ 山根委員

「新条例の策定する場合などには、住民意見が反映されるような配慮を盛り込んでほしい」

宮脇課長

「事業者等に情報公開を求め、地区との話し合いを求めるといった規定を検討したい」

- ・ 城委員

「廃棄物の処分場がどうしても必要な施設であることは理解している。その安全性については、国や県で確保してくれることを望む」

- ・ 稲垣委員

「廃棄物処分場についての議論ばかりしているが、水道の保護という点を大切にし、調和のとれた新しい条例を考えて欲しい」